保　企　第１１８９－７０号

平成３０年１０月３１日

各病院長

　様

各診療所長

大阪府健康医療部保健医療室長

大阪府北部を震源とする地震及び平成30年台風第21号の暴風雨等により被災した

医療機関等に係る災害復旧費補助金の申請書類の提出について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課及び救急・周産期医療等対策室長から依頼がありましたので周知します。

なお、当該国依頼の要旨及び掲載アドレスは下記のとおりです。

記

１　国依頼の要旨

　 医療施設等災害復旧事業については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところです。

大阪府北部を震源とする地震及び平成３０年台風第２１号により被災した医療施設等について、災害復旧費補助金を申請する場合には、様式１「医療施設等災害復旧費協議書」及び様式２「医療施設等災害復旧費実地調査表」を提出して頂きますようお願いいたします。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、当該協議書を提出後、実地による調査を行った上で、交付額が確定しますので、協議書の提出により国庫補助額が承認されるものではありません。

２　提出資料　　・医療施設等災害復旧費協議書（別添様式１）

　　　　　　　　・医療施設等災害復旧費実地調査表（別添様式２）

　　　　　　　　実地調査に向けての事前準備資料として以下も併せて御提出願います。

　　　　　　　　　・建物図面（被害箇所を図示したもの、写真番号も記載）

　　　　　　　　　・写真

　　　　　　　　　・見積書（原則３社以上）

* 大阪北部地震と台風第２１号の両方で被災された医療機関につきましては、以下の点に御注意下さい。

・協議書については、「地震」と「台風」各々提出してください。

・見積書をまとめて１本で徴取している等、区分けが困難な場合は、「地震」の協議書には協議額0円で回答、「台風」の協議書に全額計上し回答してください。

・なお、「地震」で被害があり修繕し今回申請する箇所が、「台風」でも被害に遭い申請する場合、最初の修繕を行った証拠となるもの（工事写真など）が必ず必要になります。

３　留意点（必ずお読み下さい。）

　　平成３０年６月及び９月に、それぞれの災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告を依頼しており、本依頼は、以前の意向調査で回答ができなかった医療機関に向けて行っております。

　　補助の対象となる医療機関は要綱に定められているとおりで、意向調査の際に対象外とされた医療機関におかれましては、本依頼もご回答いただけない旨予めご了承下さい。

意向のあった医療機関におきましては、本依頼とは別に大阪府より依頼しております。

４　報告期限

　　平成３０年１１月１５日（木）

５　報告方法

　　電子メール又はＦＡＸにて御提出願います。

※報告先については別添の『交付対象施設リスト』を御確認下さい。

６　掲載アドレス「病院・診療所への通知等」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/h30_kunituuchi.html>

※厚生労働省等から発出される通知等については、保健医療企画課のホームページ「病院・診療所への通知等」で提供しています。通知等は随時更新していきますので定期的にご確認ください。

◇本通知の依頼先

大阪府各保健所、各保健所設置市保健所、（一社）大阪府医師会、（一社）大阪府病院協会、

（一社）大阪府私立病院協会、市町村保健・健康行政担当課

連絡先：大阪府健康医療部　保健医療室

保健医療企画課　企画調整グループ　川村

ＴＥＬ：０６－６９４１－０３５１（内線２５３２）

ＦＡＸ：０６－６９４４―７５４６